

第二次泡瀬干潟訴訟の意義と展望  
＜第二次泡瀬訴訟勝利祈念集会＞  
(沖繩市かりゆし園)

平成27年2月15日

弁護士 喜多自然

第1 **裁判で何を求めているのか？**

1 住民訴訟とは？

- ・地方自治法242条の2第1項第1号「公金支出」の「差止」
- ・違法な事業に公金(税金)が支出されるのを事前に差し止める訴訟

2 埋立事業・東部海浜開発事業はどうして「違法」なのか？

(1) **経済的合理性のない事業は違法になる。**

【地方自治法第2条第14項】

地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

【地方財政法第4条第1項】

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

(2) **公有水面埋立法に違反した事業は違法になる。**

【公有水面埋立法第4条第1項

都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願左ノ各号ニ適合スト認ムル場合ヲ除クノ外埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ズ

一 国土利用上適正且合理的ナルコト

二 其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト

三 埋立地ノ用途ガ土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体ノ法律ニ基ク計画ニ違背セザルコト

3 裁判の争点

(1) **自然環境の問題**

泡瀬干潟の重要性と法的保護

再度の環境影響評価の必要性

環境影響が相当な程度を越えて増加するおそれ(法施行令13条1項)

本件環境保全図書(変更許可に当たり作成)の手續上,内容条の問題

「潮流」と「地形・地質」について予測・評価がない

「海草藻場」「さんご類」「トカゲハゼ」「鳥類」に対する影響を無視

新種,日本新記録種の調査がなされていない

環境保全対策(被度50%を超える藻場の移植)の問題点

(2) **災害防止対策の問題**

地盤高が低下しており,津波・台風による浸水のおそれ

液状化対策が一切なされていない

アクセス道路が2本から1本に減少

避難施設の設置予定がない

(3) **浚渫土砂処理の問題**

東埠頭の航路整備を行う新港地区のFTZ構想は既に破綻している

(4) 経済的合理性の問題

土地利用計画が未確定

需要予測の誤り

入域観光客数

「沖縄市立寄率」と「東部海浜開発地区立寄率」

宿泊日数

各施設需要

沖縄市の財政に与える影響の予測の誤り

沖縄市の財政に与える影響が大きい

沖縄市の試算でも30年間で67億円の赤字の見込み

災害防止対策で更に費用負担が生じる

(5) 新たな埋立区域(東西突堤部分)の問題

第2 **裁判だけでは事業は止まらない?**

1 第一次訴訟とその後の経過

2008(平成20)年11月19日 那覇地方裁判所判決

2009(平成21)年10月15日 福岡高等裁判所那覇支部判決  
埋立工事中止

2010(平成22)年 7月30日 新沖縄市案発表

2011(平成23)年 4月26日 埋立変更許可・承認申請

7月19日 埋立変更許可・承認

10月14日 埋立工事再開

2 なぜ第一次訴訟の判決後も事業を継続できるのか?

・司法を無視した沖縄市, 沖縄県

・判決の効力が及ぶ範囲(既判力)と事業の変更

3 どうして裁判中も埋立工事が進んでしまうのか?

・裁判は「確定」しないと効力が生じない。

・「確定」前に仮に手続を止める制度(執行停止)がない。

4 どうやったら事業が止まるのか?

・最後は世論で止めるしかない。

・世論を作っていくための運動の広がりが必要。

・世論形成のための裁判の役割とは何か。

第3 **判決と今後の展望**

1 この裁判は勝てますか?

・裁判の「結論」は「水物(ミズモノ)」

裁判官によって判断の「幅」がある。

・裁判の勝敗と究極目標は一致しない。

\* 究極目標: 泡瀬干潟の保護・保全, 自然を生かした地域・まちづくり

「裁判に勝っても事業が止まらない」「裁判に負けても事業が止まる」

・勝敗という結論に一喜一憂すべきではない。

2 今後進むべき方向

・更なる運動の盛り上げ

以上